

令和8年7月2日

基礎的電気通信役務支援機関  
**TCA**一般社団法人電気通信事業者協会  
Telecommunications Carriers Association

## 第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドユニバーサルサービス）制度に係る 令和8年度第二種交付金の額の変更に関する総務大臣の認可について

令和8年度の第二種交付金の額については令和7年10月に総務大臣に対して認可を申請し（TCA支-B004）、同年12月に認可を得ていましたが、その算定に使われた接続約款（NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社）で決められた単価（管路に係るもの）が遡って変更されました。これに伴い、第二種交付金の額を算定し直した結果、交付金の額に変更を生じたため、5月26日に改めて総務大臣に認可申請（再申請）を行っていましたが、6月30日に申請のとおり許可（総基促第86号）されましたのでお知らせいたします。

### 1 変更許可後の第二種交付金の額について

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第5条の規定により算定した変更後の令和8年度の第二種交付金の額は、「148,660,118円」となります（77,989円の増額）。

第二種適格電気通信事業者 (注1)	変更後の交付金の額 (円) a	変更前の交付金の額 (円) b	増減(▲)額 (円) a - b
NTT東日本株式会社	143,565,605	143,487,142	78,463
NTT西日本株式会社	5,094,513	5,094,987	▲474
株式会社ZTV(注2)	0	0	0
合計	148,660,118	148,582,129	77,989

(注1) 令和7年3月31日、電気通信事業法第110条の3第1項の規定に基づき総務大臣により3社が指定されました。第二種適格事業者は、算定等規則第5条第1項により算定する第二種交付金の交付の対象となります。

(注2) 株式会社ZTVについては、令和6年度における第二号基礎的電気通信役務の収支が黒字であったこと、収支が黒字の場合に交付金算定の対象となる担当支援区域がなかったことから、第二種交付金の額は0円となっています。

## 2 令和8年度の第二種交付金の交付の方法<sup>(※)</sup>について

### ① 第二種交付金の通知

算定等規則第25条第1項の規定に基づき総務大臣が負担事業者ごとに算出する（第二種負担金の額の対象となる）算定対象回線数（令和8年3月末の回線数）の通知を支援機関（弊協会）が受領してから2週間以内に、支援機関から第二種交付金の交付対象である各第二種適格電気通信事業者に対して通知します。

### ② 第二種交付金の交付期限

上記①の通知から40日を経過した後の最初の営業日までとなります。

(※) 弊協会は第二号基礎的電気通信役務を支援するため、「令和8年度の第二種交付金の額及び交付方法」について、総務大臣から認可（令和7年12月9日総基促第133号）を受けております。

(参考資料)

<https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/press/pdf/251210.pdf>

その他、関連する内容につきまして、弊協会のホームページもご覧ください。

<https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice.html>

総務大臣に認可申請(再申請)を提出した際のプレスリリース(5月27日)について

<https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/press/>